

貴金属及び宝石従業機関の反マネー ロンダリング及びテロ資金供与対策 に関する管理弁法（銀発 〔2025〕124 号）（日本語訳）

出典：中国人民銀行ウェブサイト（条法司・規範性文件）掲載「中国人民银行关于印发《贵金属和宝石从业机构反洗钱和反恐怖融资管理办法》的通知（银发〔2025〕124 号）」

（2025 年 6 月 22 日、2025 年 8 月 1 日施行）

<https://www.pbc.gov.cn/tiaofasi/144941/3581332/5764629/index.html>

原文の確認方法：上記ページをブラウザ（Chrome）で開き、本文テキストを取得して訳出した（2026 年 10 月 5 日）。

【この訳のご利用上の注意】

注：本訳は、AI を用いた私訳であり、公定訳ではありません。条文の数字は算用数字で表記しています。最新版でない可能性や、正確でない可能性があります。自己の研究目的に作成した訳を参考用に公表しているにすぎないものであり、正確性等について責任を負えませんが、自己責任でご利用ください。

訳注：本訳では、原文の「単位」を原則として「法人その他の団体」と訳した。「単位」は、会社、企業、事業単位、機関（国家機関を含む。）及び団体を含む中国法上の概念であり、法人格の有無を問わない。

訳注：本弁法第 40 条は、従前の人民銀行の貴金属・宝石従業機関に関する反マネーロンダリング規定と不一致の場合は本弁法によるとしている。添付資料に挙がっていた「中国人民银行关于加强贵金属交易场所反洗钱和反恐怖融资工作的通知」（银发〔2017〕218 号）を明示的に廃止する規定はなく、同通知は 2026 年 10 月 5 日現在も廃止されておらず、北大法宝でも「现行有效」と表示されている（2026 年 10 月 5 日確認。確認方法：①中国人民銀行ウェブサイト規範性文件欄に掲載された 2023 年～2026 年 9 月の廃止・改正公告

（〔2023〕第 4 号・第 5 号、〔2025〕第 3 号・第 6 号・第 11 号、〔2026〕第 3 号ほか）の本文及び廃止文書目録を取得して照合し、本文書が含まれていないことを確認。②中国の法

令データベース「北大法宝」（pkulaw.com）で検索し、時効性欄の表示を確認。同DBは2026年に廃止された銀発〔2017〕235号・銀発〔2013〕2号・「涉及恐怖活动资产冻结管理办法」を「废止或失效」と表示しており、最新の廃止が反映されていることも確認した。）。したがって同通知は形式上は現行有効であるが、本弁法と不一致の部分は本弁法が優先する。

印刷配布の通知（銀发〔2025〕124号）

【原文】中国人民银行上海总部，各省、自治区、直辖市及计划单列市分行，反洗钱中心、上海黄金交易所、中国珠宝玉石首饰行业协会、中国黄金协会、上海钻石交易所：

【訳文】中国人民銀行上海総部、各省、自治区、直辖市及び計画単列市分行、反マネーロンダリング監視分析センター（反洗銭中心）、上海黄金取引所、中国宝飾品業協会（中国珠宝玉石首飾行業協会）、中国黄金協会及び上海ダイヤモンド取引所各位

【原文】为贯彻落实《中华人民共和国反洗钱法》，中国人民银行制定了《贵金属和宝石从业机构反洗钱和反恐怖融资管理办法》，现印发给你们，请遵照执行。

【訳文】《中華人民共和国反マネーロンダリング法》を貫徹して実施するため、中国人民銀行は、《貴金属及び宝石従業機関の反マネーロンダリング及びテロ資金供与対策に関する管理弁法》を制定したので、ここに印刷配布する。遵守して執行されたい。

【原文】请中国人民银行上海总部，各省、自治区、直辖市及计划单列市分行以适当方式通知到辖区内贵金属和宝石从业机构；请上海黄金交易所、中国黄金协会、中国珠宝玉石首饰行业协会、上海钻石交易所适当方式通知到会员单位或成员单位。

【訳文】中国人民銀行上海総部並びに各省、自治区、直辖市及び計画単列市分行は、適切な方法により管轄区域内の貴金属及び宝石従業機関に通知されたい。上海黄金取引所、中国黄金協会、中国宝飾品業協会（中国珠宝玉石首飾行業協会）及び上海ダイヤモンド取引所は、適切な方法により会員又は構成員である法人その他の団体（会員単位又は成員単位）に通知されたい。

【原文】执行过程中如遇问题，及时报告中国人民银行。

【訳文】 執行の過程において問題が生じたときは、速やかに中国人民銀行に報告されたい。

【原文】 附件：贵金属和宝石从业机构反洗钱和反恐怖融资管理办法

【訳文】 別添：貴金属及び宝石従業機関の反マネーロンダリング及びテロ資金供与対策に関する管理弁法

【原文】 中国人民银行

【訳文】 中国人民銀行

【原文】 2025年6月22日

【訳文】 2025年6月22日

【原文】 附件

【訳文】 別添

【原文】 贵金属和宝石从业机构反洗钱和反恐怖融资管理办法

【訳文】 貴金属及び宝石従業機関の反マネーロンダリング及びテロ資金供与対策に関する管理弁法

第1章 総則（第一章 总则）

第一条

【原文】 为了预防洗钱和恐怖融资（以下简称洗钱）活动，遏制洗钱及相关犯罪，加强和规范贵金属和宝石从业机构反洗钱和反恐怖融资（以下简称反洗钱）工作，根据《中华人民共和国反洗钱法》《中华人民共和国反恐怖主义法》《中华人民共和国中国人民银行法》等法律规定，制定本办法。

【訳文】マネーロンダリング及びテロ資金供与（以下単に「マネーロンダリング」という。）の活動を予防し、マネーロンダリング及び関連する犯罪を抑止し、貴金属及び宝石従業機関の反マネーロンダリング及びテロ資金供与対策（以下単に「反マネーロンダリング」という。）の業務を強化し及び規範化するため、《中華人民共和国反マネーロンダリング法》、《中華人民共和国反テロリズム法》、《中華人民共和国中国人民銀行法》等の法律の規定に基づき、この弁法を制定する。

第二条

【原文】本办法所称从业机构是指在中华人民共和国境内依法从事贵金属和宝石现货交易的交易商。

【訳文】この弁法において従業機関とは、中華人民共和国の境内において法に従って貴金属及び宝石の現物取引に従事する取引業者（交易商）をいう。

【原文】从业机构开展人民币10万元以上（含10万元）或者等值外币现金交易的，应当根据本办法规定履行反洗钱义务。

【訳文】従業機関は、人民元10万元以上（10万元を含む。）又は外貨でこれに相当する額以上の現金取引を行うときは、この弁法の規定に従って反マネーロンダリング義務を履行しなければならない。

【原文】中国人民银行根据从业机构洗钱风险的变化，可以调整本条第二款规定的金额。

【訳文】中国人民銀行は、従業機関のマネーロンダリングのリスクの変化に応じて、この条第2項に定める金額を調整することができる。

第三条

【原文】中国人民银行及其分支机构依法对从业机构实施反洗钱监督管理和反洗钱调查，指导贵金属和宝石行业反洗钱自律管理。

【訳文】中国人民銀行及びその分支機構は、法に従って従業機関に対して反マネーロンダリングの監督管理及び反マネーロンダリング調査を実施し、貴金属及び宝石業界の反マネーロンダリングの自主規制管理を指導する。

第四条

【原文】 实施反洗钱监督管理应当识别、评估行业和从业机构洗钱风险状况，合理确定监管措施的强度和频率。

【訳文】 反マネーロンダリングの監督管理を実施するに当たっては、業界及び従業機関のマネーロンダリングのリスク状況を識別し及び評価し、監督管理措置の強度及び頻度を合理的に確定しなければならない。

【原文】 中国人民银行及其分支机构依法对从业机构的洗钱风险开展评估。对较高洗钱风险的从业机构应当采取强化监管措施，对较低洗钱风险的从业机构应当采取简化监管措施或者豁免采取监管措施。

【訳文】 中国人民銀行及びその分支機構は、法に従って従業機関のマネーロンダリングのリスクについて評価を行う。マネーロンダリングのリスクが比較的高い従業機関に対しては強化された監督管理措置をとらなければならない、マネーロンダリングのリスクが比較的低い従業機関に対しては簡素化された監督管理措置をとり、又は監督管理措置をとることを免除しなければならない。

第五条

【原文】 从业机构应当按照规定履行反洗钱义务，接受反洗钱监督管理，配合反洗钱调查。从业机构加入贵金属和宝石交易场所、行业自律组织的，接受贵金属和宝石行业反洗钱自律管理。

【訳文】 従業機関は、規定に従って反マネーロンダリング義務を履行し、反マネーロンダリングの監督管理を受け、反マネーロンダリング調査に協力しなければならない。従業機関は、貴金属及び宝石の取引所（取引場所）又は業界自主規制組織に加入したときは、貴金属及び宝石業界の反マネーロンダリングの自主規制管理を受ける。

【原文】 从业机构及其工作人员不得从事洗钱活动或者为洗钱活动提供便利。

【訳文】 従業機関及びその職員は、マネーロンダリング活動に従事し、又はマネーロンダリング活動に便宜を提供してはならない。

第六条

【原文】对依法履行反洗钱职责或者义务获得的客户身份资料和交易信息、反洗钱调查信息等反洗钱信息，应当予以保密；非依法律规定，不得向任何单位和个人提供。

【訳文】法に従って反マネーロンダリングの職責又は義務を履行することにより取得した顧客の身元資料及び取引情報、反マネーロンダリング調査の情報等の反マネーロンダリング情報は、秘密を保持しなければならない、法律の規定によらなければ、いかなる法人その他の団体又は個人にも提供してはならない。

第七条

【原文】履行反洗钱义务的从业机构及其工作人员依法开展提交大额交易和可疑交易报告等工作，受法律保护。

【訳文】反マネーロンダリング義務を履行する従業機関及びその職員が法に従って大口取引及び疑わしい取引の報告の提出等の業務を行うことは、法律の保護を受ける。

第2章 反マネーロンダリング自主規制メカニズム（第二章 反洗钱自律机制）

第八条

【原文】贵金属和宝石交易场所、行业自律组织建立行业反洗钱自律机制（以下简称自律机制），接受中国人民银行的指导。

【訳文】貴金属及び宝石の取引所（取引場所）及び業界自主規制組織は、業界の反マネーロンダリング自主規制メカニズム（以下「自主規制メカニズム」という。）を構築し、中国人民銀行の指導を受ける。

【原文】自律机制应当遵守国家法律规定和政策，履行以下反洗钱自律管理职责：

【訳文】自主規制メカニズムは、国家の法律の規定及び政策を遵守し、次に掲げる反マネーロンダリングの自主規制管理の職責を履行しなければならない。

【原文】（一）统筹贵金属和宝石交易场所、行业自律组织开展反洗钱工作；

【訳文】（1）貴金属及び宝石の取引所（取引場所）及び業界自主規制組織による反マネーロンダリング業務の実施を統括すること。

【原文】（二）识别与评估行业洗钱风险，及时发布风险提示；

【訳文】（2）業界のマネーロンダリングのリスクを識別し及び評価し、速やかにリスクに関する注意喚起を発出すること。

【原文】（三）制定行业反洗钱自律规范和工作指引等；

【訳文】（3）業界の反マネーロンダリング自主規制規範及び業務指針等を制定すること。

【原文】（四）组织开展行业反洗钱研究、培训和宣传；

【訳文】（4）業界の反マネーロンダリングに関する研究、研修及び宣伝を組織して行うこと。

【原文】（五）向有关部门移送反洗钱工作违法违规线索；

【訳文】（5）関係部門に反マネーロンダリング業務に係る法令違反及び規定違反の手掛かりを移送すること。

【原文】（六）协调组织从业机构报送大额交易和可疑交易报告；

【訳文】（6）従業機関による大口取引及び疑わしい取引の報告の提出を調整し及び組織すること。

【原文】（七）协助处理与从业机构有关的反洗钱投诉或者举报；

【訳文】（7）従業機関に係る反マネーロンダリングに関する苦情又は通報の処理に協力すること。

【原文】（八）对从业机构及其工作人员反洗钱工作作出评价；

【訳文】（8）従業機関及びその職員の反マネーロンダリング業務について評価を行うこと。

【原文】（九）向中国人民银行及其分支机构报告行业洗钱风险状况及反洗钱工作情况，反映突出问题，提出政策建议；

【訳文】（9）中国人民銀行及びその分支機構に対し、業界のマネーロンダリングのリスク状況及び反マネーロンダリング業務の状況を報告し、際立った問題を伝え、政策上の提言を行うこと。

【原文】（十）配合中国人民银行加强从业机构洗钱风险管理。

【訳文】（10）中国人民銀行による従業機関のマネーロンダリングリスク管理の強化に協力すること。

【原文】自律机制应当采取适当措施，确保其反洗钱工作人员具备与其履职相匹配的专业能力和职业操守。

【訳文】自主規制メカニズムは、適切な措置をとり、その反マネーロンダリング業務の職員がその職責の履行に見合った専門能力及び職業倫理を備えることを確保しなければならない。

第九条

【原文】自律机制应当对从业机构实施分类管理，采取与其洗钱风险相匹配的反洗钱自律管理措施。

【訳文】自主規制メカニズムは、従業機関に対して分類管理を実施し、そのマネーロンダリングのリスクに見合った反マネーロンダリングの自主規制管理措置をとらなければならない。

第十条

【原文】自律机制应当采取合理措施，防止犯罪分子及其关系密切人员对从业机构持有重要股权或者享有控制权益，成为从业机构受益所有人或者担任管理职务，对从业机构的决策、经营、管理形成有效控制或者实际影响。

【訳文】自主規制メカニズムは、合理的な措置をとり、犯罪者及びその密接な関係を有する者が、従業機関の重要な持分を保有し若しくは支配権益を享有し、従業機関の実質的支配者となり、又は管理職に就任して、従業機関の意思決定、経営及び管理に対して有効な支配又は実際の影響を及ぼすことを防止しなければならない。

第十一条

【原文】贵金属和宝石行业反洗钱自律管理根据从业机构洗钱风险状况采取以下措施：

【訳文】貴金属及び宝石業界の反マネーロンダリングの自主規制管理においては、従業機関のマネーロンダリングのリスク状況に応じて、次に掲げる措置をとる。

【原文】（一）要求从业机构根据自律管理需要报告反洗钱工作情况；

【訳文】（1）従業機関に対し、自主規制管理の必要に応じて反マネーロンダリング業務の状況を報告するよう求めること。

【原文】（二）监测从业机构洗钱风险状况，确定或者调整从业机构分类；

【訳文】（2）従業機関のマネーロンダリングのリスク状況を監視し、従業機関の分類を確定し又は調整すること。

【原文】（三）遵循基于风险的原则，对从业机构履行反洗钱义务情况实施自律考察；

【訳文】（3）リスクに基づく原則に従い、従業機関による反マネーロンダリング義務の履行状況について自主規制上の考察（調査評価）を実施すること。

【原文】（四）向较高洗钱风险或者反洗钱工作存在违规问题的从业机构提出改正意见；

【訳文】（4）マネーロンダリングのリスクが比較的高い従業機関又は反マネーロンダリング業務に規定違反の問題が存在する従業機関に対し、是正意見を提出すること。

【原文】（五）根据反洗钱自律管理需要采取其他相关措施。

【訳文】（5）反マネーロンダリングの自主規制管理の必要に応じて、その他の関連する措置をとること。

【原文】自律机制在自律管理中发现从业机构违反反洗钱相关规定的，应当及时报告中国人民银行及其分支机构；发现洗钱及相关违法犯罪线索的，应当按照规定及时向中国反洗钱监测分析中心报告或者向公安机关等有关国家机关报案。

【訳文】自主規制メカニズムは、自主規制管理において従業機関が反マネーロンダリングに関連する規定に違反していることを発見したときは、速やかに中国人民銀行及びその分支機構に報告しなければならない、マネーロンダリング及び関連する違法犯罪の手掛かりを発見したときは、規定に従って、速やかに中国反マネーロンダリング監視分析センターに報告し、又は公安機関等の関係する国家機関に事件を届け出なければならない。

第十二条

【原文】贵金属和宝石行业反洗钱自律管理根据工作需要，对违反行业自律规范和工作指引的从业机构及其工作人员实施自律惩戒。

【訳文】貴金属及び宝石業界の反マネーロンダリングの自主規制管理においては、業務の必要に応じて、業界の自主規制規範及び業務指針に違反した従業機関及びその職員に対し、自主規制上の懲戒を実施する。

第3章 反マネーロンダリング内部統制及びマネーロンダリングリスク管理（第三章 反洗钱内部控制和洗钱风险管理）

第十三条

【原文】从业机构应当根据本机构面临的洗钱风险和经营规模，建立健全相应的反洗钱内部控制制度。对于中国人民银行及其分支机构评估为较低洗钱风险的从业机构，其内部控制制度要求可以适当简化。

【訳文】従業機関は、当該機関が直面するマネーロンダリングのリスク及び経営規模に応じて、相応の反マネーロンダリングの内部統制制度を確立し及び健全化しなければならない。中国人民銀行及びその分支機構によりマネーロンダリングのリスクが比較的低いと評価された従業機関については、その内部統制制度に関する要求を適宜簡素化することができる。

【原文】从业机构应当指定或者授权一名管理人员牵头负责本机构的反洗钱工作，明确相关岗位及人员的职责，根据本机构洗钱风险状况、经营规模和业务发展趋势配备相应的反洗钱岗位人员，确保其反洗钱工作人员具备与其履职相匹配的专业能力和职业操守。

【訳文】従業機関は、1名の管理職を指定し、又はこれに授権して、当該機関の反マネーロンダリング業務を主導させ、関連する職位及び人員の職責を明確にし、当該機関のマネーロンダリングのリスク状況、経営規模及び業務の発展動向に応じて相応の反マネーロンダリング担当の人員を配置し、その反マネーロンダリング業務の職員がその職責の履行に見合った専門能力及び職業倫理を備えることを確保しなければならない。

【原文】从业机构的负责人对反洗钱内部控制制度的有效实施负责。

【訳文】従業機関の責任者は、反マネーロンダリングの内部統制制度の有効な実施について責任を負う。

第十四条

【原文】从业机构应当采取合理措施，定期评估本机构面临的洗钱风险，并根据洗钱风险评估结果，采取适当措施管理和降低已识别的洗钱风险。洗钱风险评估周期最长不超过3年，当自身经营活动或者环境发生重大变化时，从业机构应当及时开展洗钱风险评估。

【訳文】 従業機関は、合理的な措置をとり、当該機関が直面するマネーロンダリングのリスクを定期的に評価し、かつ、マネーロンダリングリスク評価の結果に応じて、適切な措置をとって識別されたマネーロンダリングのリスクを管理し及び低減しなければならない。マネーロンダリングリスク評価の周期は、最長でも3年を超えないものとし、自らの経営活動又は環境に重大な変化が生じたときは、従業機関は、速やかにマネーロンダリングリスク評価を行わなければならない。

【原文】 从业机构在推出新产品、新业务，使用新技术前，应当关注本机构面临的洗钱风险变化，开展洗钱风险评估，采取适当措施降低新产品、新业务、新技术带来的洗钱风险。

【訳文】 従業機関は、新製品若しくは新業務を開始し、又は新技術を使用する前に、当該機関が直面するマネーロンダリングのリスクの変化を注視し、マネーロンダリングリスク評価を行い、適切な措置をとって新製品、新業務及び新技術によりもたらされるマネーロンダリングのリスクを低減しなければならない。

第十五条

【原文】 有下列情形之一的，从业机构应当勤勉尽责，遵循“了解你的客户”原则，根据客户特征和交易活动的性质、洗钱风险状况，开展客户尽职调查：

【訳文】 次のいずれかに該当するときは、従業機関は、勤勉に責任を尽くし、「顧客を知る（KYC）」の原則に従い、顧客の特徴並びに取引活動の性質及びマネーロンダリングのリスク状況に応じて、顧客デューデリジェンスを行わなければならない。

【原文】 （一）客户单笔或者日累计金额人民币10万元以上（含10万元）或者等值外币现金交易；

【訳文】 （1）顧客が1回又は1日の累計金額で人民元10万元以上（10万元を含む。）又は外貨でこれに相当する額以上の現金取引を行うとき。

【原文】 （二）有合理理由怀疑客户及其交易涉嫌洗钱活动；

【訳文】 （2）顧客及びその取引にマネーロンダリング活動の嫌疑があると疑う合理的な理由があるとき。

【原文】（三）对先前获得的客户身份资料的真实性、有效性、完整性存在疑问。

【訳文】（3）以前に取得した顧客の身元資料の真実性、有効性又は完全性に疑問があるとき。

【原文】从业机构应当根据客户洗钱风险状况在交易开始前或者交易结束前完成客户尽职调查。

【訳文】従業機関は、顧客のマネーロンダリングのリスク状況に応じて、取引の開始前又は取引の終了前に顧客デューデリジェンスを完了しなければならない。

第十六条

【原文】从业机构应当根据客户洗钱风险状况采取以下措施开展客户尽职调查：

【訳文】従業機関は、顧客のマネーロンダリングのリスク状況に応じて、次に掲げる措置をとって顧客デューデリジェンスを行わなければならない。

【原文】（一）通过身份证件或者其他来源可靠、独立的身份证明文件、数据或者信息，识别并核实自然人客户身份；登记客户姓名、联系方式、有效身份证件或者其他身份证明文件的种类、号码和有效期限等身份基本信息；留存客户尽职调查过程中必要的身份资料；采取合理措施了解交易目的和性质，并根据洗钱风险状况获取相应信息。

【訳文】（1）身分証その他の出所が信頼でき独立した身元証明書類、データ又は情報により、自然人である顧客の身元を識別し及び確認し、顧客の氏名、連絡先並びに有効な身分証その他の身元証明書類の種類、番号及び有効期限等の身元基本情報を登録し、顧客デューデリジェンスの過程における必要な身元資料を保存し、合理的な措置をとって取引の目的及び性質を把握し、かつ、マネーロンダリングのリスク状況に応じて相応の情報を取得すること。

【原文】（二）通过营业执照或者其他来源可靠、独立的身份证明文件、数据或者信息，识别并核实法人和非法人组织客户身份；通过可靠的证明材料、数据或者信息了解非自然人客户的所有权及控制权结构，识别并采取合理措施核实客户的受益所有人，登记受益所有人姓名、性

別、国籍、出生日期、身份证件或者身份证明文件的种类、号码及有效期限、受益所有权关系类型以及形成时间、终止时间（如有）；登记客户名称，客户依法设立或者可依法开展经营、社会活动的执照、证件或者文件的名称、号码和有效期限，法定代表人或者负责人和授权办理业务人员姓名、有效身份证件或者其他身份证明文件的种类、号码和有效期限等基本信息；留存客户尽职调查过程中必要的身份资料；采取合理措施了解交易目的和性质，并根据洗钱风险状况获取相应信息。

【訳文】（2）営業許可証その他の出所が信頼でき独立した身元証明書類、データ又は情報により、法人及び非法人組織である顧客の身元を識別し及び確認し、信頼できる証明資料、データ又は情報により非自然人である顧客の所有権及び支配権の構造を把握し、顧客の実質的支配者を識別し、かつ、合理的な措置をとってこれを確認し、実質的支配者の氏名、性別、国籍、生年月日、身分証又は身元証明書類の種類、番号及び有効期限並びに実質的支配権の関係類型並びにその形成時期及び終了時期（ある場合）を登録し、顧客の名称、顧客が法に従って設立され又は法に従って経営若しくは社会活動を行うことができることを証する許可証、証書又は文書の名称、番号及び有効期限並びに法定代表者又は責任者及び業務の取扱いの授權を受けた者の氏名並びに有効な身分証その他の身元証明書類の種類、番号及び有効期限等の基本情報を登録し、顧客デューデリジェンスの過程における必要な身元資料を保存し、合理的な措置をとって取引の目的及び性質を把握し、かつ、マネーロンダリングのリスク状況に応じて相応の情報を取得すること。

【原文】（三）对于由代理人代办业务的，应当采取合理措施核实代理关系，识别并核实代理人的身份；登记代理人姓名、联系方式、有效身份证件或者其他身份证明文件的种类、号码和有效期限等基本信息；留存客户尽职调查过程中必要的身份资料。

【訳文】（3）代理人が業務を代行するときは、合理的な措置をとって代理関係を確認し、代理人の身元を識別し及び確認し、代理人の氏名、連絡先並びに有効な身分証その他の身元証明書類の種類、番号及び有効期限等の基本情報を登録し、顧客デューデリジェンスの過程における必要な身元資料を保存すること。

【原文】从业机构应当根据洗钱风险状况确定客户尽职调查措施的程度和具体方式，采取与风险状况相符的尽职调查措施，把握好防范风险与优化服务的平衡。

【訳文】従業機関は、マネーロンダリングのリスク状況に応じて顧客デューデリジェンス措置の程度及び具体的な方法を確定し、リスク状況に適合したデューデリジェンス措置をとり、リスクの防止とサービスの最適化との均衡をよくとらなければならない。

第十七条

【原文】 从业机构不得为身份不明或者冒用他人身份的客户提供服务或者与其进行交易。

【訳文】 従業機関は、身元の不明な顧客又は他人の身元を冒用する顧客にサービスを提供し、又はこれと取引をしてはならない。

【原文】 从业机构发现客户使用失效身份证明文件，应当立即中止交易或者服务，并按照规定开展客户尽职调查。

【訳文】 従業機関は、顧客が失効した身元証明書類を使用していることを発見したときは、直ちに取引又はサービスを中止し、かつ、規定に従って顧客デューデリジェンスを行わなければならない。

【原文】 客户拒不配合从业机构依照本办法采取的合理的客户尽职调查措施的，从业机构可以按照规定的程序，依法采取限制、拒绝、终止交易或者服务等洗钱风险管理措施，并根据情况提交可疑交易报告。

【訳文】 顧客が、従業機関がこの弁法に従ってとる合理的な顧客デューデリジェンス措置への協力を拒んだときは、従業機関は、規定の手續に従い、法に従って取引若しくはサービスの制限、拒否若しくは終了等のマネーロンダリングリスク管理措置をとることができ、状況に応じて疑わしい取引の報告を提出する。

第十八条

【原文】 从业机构应当根据客户尽职调查所获得的信息，开展客户洗钱风险分类管理。

【訳文】 従業機関は、顧客デューデリジェンスにより取得した情報に基づき、顧客のマネーロンダリングリスクの分類管理を行わなければならない。

【原文】 对于存在长期业务关系或者发生多笔交易等情形的客户，从业机构应当持续关注客户的风险状况、交易情况和身份信息变化，及时更新、补充客户有效身份证件或者其他身份证明文件、身份信息或者其他资料，以确认相关业务和交易符合对客户身份背景、业务需求、风险状况的认识。

【訳文】 長期的な業務関係が存在し、又は複数の取引が生じる等の事情がある顧客については、従業機関は、顧客のリスク状況、取引状況及び身元情報の変化を継続的に注視し、顧客の有効な身分証その他の身元証明書類、身元情報又はその他の資料を速やかに更新し及び補充し、もって関連する業務及び取引が顧客の身元背景、業務上の需要及びリスク状況についての認識に合致していることを確認しなければならない。

第十九条

【原文】 从业机构应当综合考虑客户特征、交易地域、交易目的、交易性质、资金或者资产来源和用途等因素，对下列客户及其交易采取强化尽职调查措施：

【訳文】 従業機関は、顧客の特徴、取引地域、取引の目的、取引の性質、資金又は資産の出所及び用途等の要素を総合的に考慮し、次に掲げる顧客及びその取引について強化されたデューデリジェンス措置をとらなければならない。

【原文】 （一）客户或交易来自洗钱高风险国家或地区；

【訳文】 （1）マネーロンダリング高リスク国又は地域からの顧客又は取引

【原文】 （二）客户为国家司法、执法和监察机关调查、发布的涉嫌洗钱及相关犯罪人员；

【訳文】 （2）国家の司法機関、法執行機関及び監察機関が調査し又は公表したマネーロンダリング及び関連する犯罪の嫌疑者である顧客

【原文】 （三）客户或者其受益所有人属于外国政要、国际组织高级管理人员、外国政要或者国际组织高级管理人员的家庭成员、密切关系人；

【訳文】 （3）顧客又はその実質的支配者が外国の重要な公的地位を有する者、国際機関の上級管理職又は外国の重要な公的地位を有する者若しくは国際機関の上級管理職の家族構成員及び密接な関係者に該当するもの

【原文】 （四）客户或者其交易存在其他较高洗钱风险情形。

【訳文】（4）顧客又はその取引にその他の比較的高いマネーロンダリングのリスクの事情が存在するもの

第二十条

【原文】 从业机构应当根据风险情形采取相匹配的以下一种或者多种强化尽职调查措施：

【訳文】 従業機関は、リスクの事情に応じて、これに見合った次に掲げる強化されたデューデリジェンス措置のうち一又は複数をとらなければならない。

【原文】 （一）采取合理措施获取业务关系、交易目的和性质、资金或者资产来源和用途等信息，必要时可以要求客户提供相关材料；

【訳文】 （1）合理的な措置をとって業務関係、取引の目的及び性質、資金又は資産の出所及び用途等の情報を取得すること。必要に応じて、顧客に関連資料の提供を求めることができる。

【原文】 （二）加强对客户及其交易的监测分析；

【訳文】 （2）顧客及びその取引に対する監視分析を強化すること。

【原文】 （三）提高对客户及其受益所有人信息的审查和更新频率；

【訳文】 （3）顧客及びその実質的支配者の情報の審査及び更新の頻度を高めること。

【原文】 （四）与客户建立、维持业务关系或者开展交易前，获得高级管理人员或者负责人的批准。

【訳文】 （4）顧客と業務関係を確立し若しくは維持し、又は取引を行う前に、高級管理職又は責任者の承認を得ること。

【原文】经强化尽职调查后，从业机构认为存在洗钱高风险情形的，必要时可以依法采取限制交易方式、金额或者频次，限制业务类型，拒绝办理业务，终止业务关系等洗钱风险管理措施。

【訳文】強化されたデューデリジェンスを経た後、従業機関は、マネーロンダリングの高リスクの事情が存在すると認めるときは、必要に応じて、法に従って取引の方法、金額若しくは頻度の制限、業務の種類制限、業務の取扱いの拒否、業務関係の終了等のマネーロンダリングリスク管理措置をとることができる。

【原文】如果怀疑客户涉嫌洗钱，并且开展客户尽职调查会导致发生泄密事件的，从业机构可以不继续开展客户尽职调查，但应当提交可疑交易报告。

【訳文】顧客にマネーロンダリングの嫌疑があると疑い、かつ、顧客デューデリジェンスを行うことにより秘密の漏洩を生じさせるおそれがあるときは、従業機関は、顧客デューデリジェンスを継続しないことができる。ただし、疑わしい取引の報告を提出しなければならない。

第二十一条

【原文】从业机构可以参考以下信息，结合客户特征、业务关系或者交易目的和性质，经过洗钱风险评估或者具有充足理由判断某类客户、产品业务或者交易的洗钱风险较低时，采取与洗钱风险相匹配的简化尽职调查措施：

【訳文】従業機関は、次に掲げる情報を参考にし、顧客の特徴、業務関係又は取引の目的及び性質を踏まえて、マネーロンダリングリスク評価を経て、又は十分な理由をもって、ある種類の顧客、製品・業務又は取引のマネーロンダリングのリスクが比較的低いと判断したときは、マネーロンダリングのリスクに見合った簡素化されたデューデリジェンス措置をとることができる。

【原文】（一）国家洗钱风险评估报告；

【訳文】（1）国家マネーロンダリングリスク評価報告

【原文】（二）中国人民银行发布的反洗钱相关规定及指引、风险评估报告、风险提示、洗钱类型分析报告、通报等；

【訳文】（2）中国人民銀行が發布する反マネーロンダリング関連の規定及び指針、リスク評価報告、リスクに関する注意喚起、マネーロンダリング類型分析報告、通報等

【原文】（三）公安机关及其他国家有关机关发布的犯罪形势分析、风险提示、犯罪类型报告、工作报告等；

【訳文】（3）公安機関その他の国家の関係機関が發布する犯罪情勢分析、リスクに関する注意喚起、犯罪類型報告、業務報告等

【原文】（四）自律机制、贵金属和宝石交易场所、行业自律组织发布的反洗钱自律规范及指引、风险评估报告、风险提示、研究报告等；

【訳文】（4）自主規制メカニズム、貴金属及び宝石の取引所（取引場所）並びに業界自主規制組織が發布する反マネーロンダリング自主規制規範及び指針、リスク評価報告、リスクに関する注意喚起、研究報告等

【原文】（五）其他与洗钱风险有关的信息。

【訳文】（5）その他マネーロンダリングのリスクに係る情報

第二十二条

【原文】从业机构采取简化尽职调查措施时，应当至少识别并核实客户身份，登记客户的姓名或者名称、联系方式、有效身份证件或者其他身份证明文件的种类、号码和有效期限等信息。

【訳文】従業機関は、簡素化されたデューデリジェンス措置をとるときは、少なくとも顧客の身元を識別し及び確認し、顧客の氏名又は名称、連絡先並びに有効な身分証その他の身元証明書類の種類、番号及び有効期限等の情報を登録しなければならない。

【原文】对已经采取简化尽职调查措施的客户、业务关系或者交易，从业机构应当定期审查其风险状况，根据风险高低调整交易或服务内容。客户、业务关系或者交易存在洗钱嫌疑或者涉及较高风险情形时，从业机构不得采取简化的客户尽职调查措施。

【訳文】既に簡素化されたデューデリジェンス措置をとった顧客、業務関係又は取引については、従業機関は、そのリスク状況を定期的に審査し、リスクの高低に応じて取引又はサービスの内容を調整しなければならない。顧客、業務関係又は取引にマネーロンダリングの嫌疑があり、又は比較的高いリスクの事情に関わるときは、従業機関は、簡素化された顧客デューデリジェンス措置をとってはならない。

第二十三条

【原文】从业机构依托第三方开展客户尽职调查的，应当评估第三方的风险状况及其履行反洗钱义务的能力，明确约定第三方需履行的客户尽职调查义务，确保能够立即获取客户尽职调查所需信息，并在需要时获取相关资料。

【訳文】従業機関は、第三者に依拠して顧客デューデリジェンスを行うときは、第三者のリスク状況及びその反マネーロンダリング義務の履行能力を評価し、第三者が履行すべき顧客デューデリジェンス義務を明確に約定し、顧客デューデリジェンスに必要な情報を直ちに取得することができ、かつ、必要なときに関連資料を取得することができることを確保しなければならない。

【原文】依托第三方开展客户尽职调查的法律责任由从业机构承担。

【訳文】第三者に依拠して顧客デューデリジェンスを行うことに係る法律上の責任は、従業機関が負う。

第二十四条

【原文】客户单笔或者日累计金额人民币10万元以上（含10万元）或者等值外币现金交易的，从业机构应当按照规定在交易发生之日起5个工作日内向中国反洗钱监测分析中心提交大额交易报告。

【訳文】顧客が1回又は1日の累計金額で人民元10万元以上（10万元を含む。）又は外貨でこれに相当する額以上の現金取引を行ったときは、従業機関は、規定に従い、取引の発生した日から5営業日以内に中国反マネーロンダリング監視分析センターに大口取引の報告を提出しなければならない。

【原文】大额交易报告具体报告格式和填报要求由中国反洗钱监测分析中心另行规定。

【訳文】大口取引の報告の具体的な報告様式及び記入要求は、中国反マネーロンダリング監視分析センターが別に定める。

第二十五条

【原文】从业机构发现或者有合理理由怀疑客户、客户的资金或者其他资产、客户的交易或者试图进行的交易与洗钱等犯罪活动相关的，不论所涉资金金额或者资产价值大小，应当按照规定及时向中国反洗钱监测分析中心提交可疑交易报告。从业机构对提交可疑交易报告的情况应当保密。

【訳文】従業機関は、顧客、顧客の資金その他の資産、顧客の取引又は顧客が行おうとする取引がマネーロンダリング等の犯罪活動に関連することを発見し、又はそのように疑う合理的な理由があるときは、関係する資金の金額又は資産の価値の多寡にかかわらず、規定に従って速やかに中国反マネーロンダリング監視分析センターに疑わしい取引の報告を提出しなければならない。従業機関は、疑わしい取引の報告を提出した事実について秘密を保持しなければならない。

【原文】可疑交易报告具体报告格式和填报要求由中国反洗钱监测分析中心另行规定。

【訳文】疑わしい取引の報告の具体的な報告様式及び記入要求は、中国反マネーロンダリング監視分析センターが別に定める。

第二十六条

【原文】从业机构应当保存的客户身份资料包括记载客户身份信息以及反映其开展客户尽职调查工作情况的各种记录和资料。

【訳文】従業機関が保存すべき顧客の身元資料には、顧客の身元情報を記載し、及び顧客デューデリジェンス業務の実施状況を反映する各種の記録及び資料が含まれる。

【原文】从业机构应当保存的交易记录包括关于每笔交易的数据信息、业务凭证、账簿以及有关规定要求的反映交易真实情况的合同、业务凭证、单据、业务函件和其他资料。

【訳文】従業機関が保存すべき取引記録には、個々の取引に関するデータ情報、業務証票及び帳簿並びに関係規定が要求する取引の真実の状況を反映する契約書、業務証票、伝票、業務書簡その他の資料が含まれる。

【原文】 客户身份资料在业务关系结束后、客户交易信息在交易结束后，应当至少保存10年。

【訳文】 顧客の身元資料は業務関係の終了後、顧客の取引情報は取引の終了後、少なくとも10年間保存しなければならない。

【原文】 从业机构可以纸质或者电子方式完整、准确保存客户身份资料及交易记录。保存方式和管理机制应当确保能够重现和追溯相关业务关系或者交易，便于反洗钱工作开展，以及反洗钱监督管理和反洗钱调查。

【訳文】 従業機関は、紙媒体又は電子的方法により、顧客の身元資料及び取引記録を完全かつ正確に保存することができる。保存方法及び管理の仕組みは、関連する業務関係又は取引を再現し及び遡及することができることを確保し、もって反マネーロンダリング業務の実施並びに反マネーロンダリングの監督管理及び反マネーロンダリング調査に資するものでなければならない。

第二十七条

【原文】 从业机构应当依法对下列名单所列对象采取反洗钱特别预防措施：

【訳文】 従業機関は、法に従って、次に掲げるリストに掲載された対象に対して反マネーロンダリング特別予防措置をとらなければならない。

【原文】 （一）国家反恐怖主义工作领导机构认定并由其办事机构公告的恐怖活动组织和人员名单；

【訳文】 （1）国家テロ対策業務指導機構が認定し、その事務機構が公告するテロ活動組織及び人員のリスト

【原文】 （二）外交部发布的执行联合国安理会决议通知中涉及定向金融制裁的组织 and 人员名单；

【訳文】 （2）外交部が発布する国際連合安全保障理事会決議の執行に関する通知中の、対象を特定した金融制裁に関わる組織及び人員のリスト

【原文】（三）中国人民银行认定或者会同国家有关机关认定的，具有重大洗钱风险、不采取措施可能造成严重后果的组织 and 人员名单。

【訳文】（3）中国人民銀行が認定し、又は国家の関係機関と共同して認定した、重大なマネーロンダリングのリスクを有し、措置をとらなければ重大な結果を生じさせるおそれのある組織及び人員のリスト

【原文】从业机构应当识别、评估相关风险，制定相应制度，及时获取第一款规定的名单。

【訳文】従業機関は、関連するリスクを識別し及び評価し、相応の制度を制定し、第1項に定めるリストを速やかに取得しなければならない。

【原文】经核查发现本条第一款规定的名单所列对象及其代理人、受其指使的组织 and 人员、其直接或者间接控制的组织的，应当依法立即停止提供服务或者资金、资产，立即限制相关资金、资产转移等，并向中国人民银行及其分支机构报告相关资金、资产的金额、权属、位置、交易或者试图进行的交易信息等情况。

【訳文】照合により、この条第1項に定めるリストに掲載された対象及びその代理人、その指図を受ける組織及び人員又はその直接若しくは間接に支配する組織を発見したときは、法に従って、直ちにサービス又は資金若しくは資産の提供を停止し、直ちに関連する資金及び資産の移転を制限する等の措置をとり、かつ、中国人民銀行及びその分支機構に関連する資金及び資産の金額、権利の帰属、所在、取引又は行おうとした取引の情報等の状況を報告しなければならない。

第二十八条

【原文】从业机构及其工作人员应当积极配合反洗钱调查，在规定时限内如实提供有关文件和资料。

【訳文】従業機関及びその職員は、反マネーロンダリング調査に積極的に協力し、規定の期限内に関係する文書及び資料を事実のとおり提供しなければならない。

第二十九条

【原文】从业机构应当积极开展反洗钱宣传和培训，配合做好反洗钱社会宣传，对本机构负责人、管理人员及其他工作人员持续开展反洗钱培训。

【訳文】従業機関は、反マネーロンダリングの宣伝及び研修を積極的に行い、反マネーロンダリングの社会的宣伝に協力し、当該機関の責任者、管理職その他の職員に対して継続的に反マネーロンダリングの研修を行わなければならない。

第三十条

【原文】从业机构应当根据本机构洗钱风险状况，合理确定反洗钱内部审计和检查工作内容，或者在内部审计和检查中包含与洗钱风险管理需求相匹配的相关内容，持续提升反洗钱工作的有效性。

【訳文】従業機関は、当該機関のマネーロンダリングのリスク状況に応じて、反マネーロンダリングの内部監査及び検査の業務内容を合理的に確定し、又は内部監査及び検査においてマネーロンダリングリスク管理の需要に見合った関連する内容を含め、反マネーロンダリング業務の有効性を継続的に向上させなければならない。

第三十一条

【原文】同一集团内存在多家从业机构或者其他金融机构、特定非金融机构的，应当在集团层面统筹安排反洗钱工作。为履行反洗钱义务在集团内部共享反洗钱信息的，应当明确信息共享机制和程序。

【訳文】同一のグループ内に複数の従業機関又はその他の金融機関若しくは特定非金融機関が存在するときは、グループのレベルで反マネーロンダリング業務を統括して手配しなければならない。反マネーロンダリング義務を履行するためにグループ内部で反マネーロンダリング情報を共有するときは、情報共有の仕組み及び手続を明確にしなければならない。

第4章 法律責任（第四章 法律责任）

第三十二条

【原文】中国人民银行及其分支机构工作人员在反洗钱工作中存在《中华人民共和国反洗钱法》第五十一条规定行为的，按照《中华人民共和国反洗钱法》等法律规定予以处分。

【訳文】中国人民銀行及びその分支機構の職員に、反マネーロンダリング業務において《中華人民共和国反マネーロンダリング法》第51条に定める行為があったときは、《中華人民共和国反マネーロンダリング法》等の法律の規定に従って処分する。

【原文】 贵金属和宝石行业反洗钱自律管理工作人员泄露因反洗钱工作获得的国家秘密、商业秘密或者个人隐私、个人信息，或者违法违规开展自律管理的，依法追究责任。

【訳文】 貴金属及び宝石業界の反マネーロンダリングの自主規制管理に従事する職員が、反マネーロンダリング業務により知り得た国家秘密、営業秘密又は個人のプライバシー若しくは個人情報情報を漏洩し、又は法令若しくは規定に違反して自主規制管理を行ったときは、法に従って責任を追及する。

【原文】 前两款规定的工作人员在反洗钱工作中存在失职失责行为，造成重大损失、严重后果或者恶劣影响的，依法依规严肃追责问责；涉嫌犯罪的，依法移送司法机关追究刑事责任。

【訳文】 前2項に定める職員が反マネーロンダリング業務において職務懈怠又は責任不履行の行為をし、重大な損失、重大な結果又は悪質な影響を生じさせたときは、法令及び規定に従って厳格に責任を追及し及び問責する。犯罪の嫌疑があるときは、法に従って司法機関に移送して刑事責任を追及する。

第三十三条

【原文】 自律机制发现从业机构或者其工作人员违反本办法有关规定，情节严重或者逾期未改正的，应当对其予以自律惩戒，并及时报告中国人民银行及其分支机构；发现违反《中华人民共和国反洗钱法》《中华人民共和国中国人民银行法》等有关法律规定的，移交中国人民银行及其分支机构依法处理。

【訳文】 自主規制メカニズムは、従業機関又はその職員がこの弁法の関係規定に違反し、情状が重く、又は期限を過ぎてても是正しないことを発見したときは、これに対して自主規制上の懲戒を行い、かつ、速やかに中国人民銀行及びその分支機構に報告しなければならない。

《中華人民共和国反マネーロンダリング法》、《中華人民共和国中国人民银行法》等の関係する法律の規定に違反していることを発見したときは、中国人民銀行及びその分支機構に移送して法に従って処理させる。

【原文】中国人民银行或其分支机构发现从业机构或者其工作人员违反本办法有关规定的，依法予以处理；涉嫌犯罪的，依法移送司法机关追究刑事责任。

【訳文】中国人民銀行又はその分支機構は、従業機関又はその職員がこの弁法の関係規定に違反していることを発見したときは、法に従って処理する。犯罪の嫌疑があるときは、法に従って司法機関に移送して刑事責任を追及する。

第5章 附則（第五章 附則）

第三十四条

【原文】本办法所称的贵金属，是指黄金、白银、铂金等及其铸币、标准条锭、制品、中间产品和精炼后的原材料等。

【訳文】この弁法において貴金属とは、金、銀、プラチナ等及びその鑄貨、標準地金（標準条錠）、製品、中間製品並びに精錬後の原材料等をいう。

【原文】本办法所称的宝石，是指钻石、玉石等天然宝石的各类原材料及首饰、制品实物形态。

【訳文】この弁法において宝石とは、ダイヤモンド、玉石等の天然宝石の各種の原材料並びに装身具及び製品の実物形態をいう。

第三十五条

【原文】本办法所称的贵金属和宝石交易场所，包括上海黄金交易所、上海钻石交易所等依法批准成立的集中交易场所。

【訳文】この弁法において貴金属及び宝石の取引所（取引場所）には、上海黄金取引所、上海ダイヤモンド取引所等の法に従って承認を得て設立された集中取引所（集中取引場所）が含まれる。

【原文】本办法所称的贵金属和宝石行业自律组织，包括中国黄金协会、中国珠宝玉石首饰行业协会，以及其他依法成立的开展贵金属和宝石行业自律管理的全国性或者地区性组织。

【訳文】 この弁法において貴金属及び宝石の業界自主規制組織には、中国黄金協会、中国宝飾品業協会（中国珠宝玉石首飾行業協會）及びその他の法に従って設立された貴金属及び宝石業界の自主規制管理を行う全国的又は地域的な組織が含まれる。

第三十六条

【原文】 本办法所称高风险国家或者地区，是指金融行动特别工作组（FATF）公布或者国务院批准列名的洗钱高风险国家或者地区。

【訳文】 この弁法において高リスク国又は地域とは、金融活動作業部会（FATF）が公表し、又は国務院が承認して指定したマネーロンダリング高リスク国又は地域をいう。

第三十七条

【原文】 从业机构应当要求其境外分支机构和附属机构在驻在国家或者地区法律规定允许的范围内，执行本办法的有关要求，驻在国家或者地区有更严格要求的，遵守其规定。若本办法的要求比驻在国家或者地区的相关规定更为严格，但驻在国家或者地区法律禁止或者限制境外分支机构和附属机构实施本办法的，从业机构应当采取适当措施应对洗钱风险，并向中国人民银行及其分支机构报告。

【訳文】 従業機関は、その境外の支店等及び附属機関に対し、所在する国又は地域の法律の規定が許容する範囲内で、この弁法の関係する要求を執行するよう求めなければならない。所在する国又は地域により厳格な要求があるときは、その規定を遵守させなければならない。この弁法の要求が所在する国又は地域の関係規定より厳格であるが、所在する国又は地域の法律が境外の支店等及び附属機関によるこの弁法の実施を禁止し又は制限しているときは、従業機関は、適切な措置をとってマネーロンダリングのリスクに対応し、かつ、中国人民銀行及びその分支機構に報告しなければならない。

第三十八条

【原文】 金融机构开展贵金属和宝石现货业务，适用金融机构的有关反洗钱规定。

【訳文】 金融機関が貴金属及び宝石の現物業務を行うときは、金融機関に関する反マネーロンダリングの関係規定を適用する。

【原文】从业机构开展反洗钱工作，本办法未作规定的，根据行业特点、经营规模、洗钱风险状况，参照金融机构有关规定履行反洗钱义务。

【訳文】従業機関が反マネーロンダリング業務を行うに当たり、この弁法に定めがない事項については、業界の特徴、経営規模及びマネーロンダリングのリスク状況に応じて、金融機関に関する関係規定に準じて反マネーロンダリング義務を履行する。

第三十九条

【原文】本办法由中国人民银行负责解释。

【訳文】この弁法は、中国人民銀行が解釈する。

第四十条

【原文】本办法自2025年8月1日起施行。本办法施行前中国人民银行发布的有关贵金属和宝石从业机构反洗钱规定与本办法不一致的，按照本办法执行。

【訳文】この弁法は、2025年8月1日から施行する。この弁法の施行前に中国人民銀行が発布した貴金属及び宝石従業機関の反マネーロンダリングに関する規定がこの弁法と一致しないときは、この弁法による。